

Contents 目次



ごあいさつ1

経営 2～13

| | |
|-----------------|-------|
| J Aバンクの仕組み | 2～3 |
| 経営方針 | 4 |
| コンプライアンス(法令等遵守) | 5 |
| 金融商品の勧誘方針 | 6 |
| 本人確認義務 | 6 |
| ペイオフ全面解禁について | 6 |
| リスク管理 | 7 |
| 個人情報管理 | 8 |
| トピックス | 9～10 |
| 社会的責任と貢献活動 | 11～13 |

業務内容 14～19

| | |
|--------|-------|
| 事業のご案内 | 14～18 |
| 手数料一覧 | 19 |

当会の組織 20～23

| | |
|-------|-------|
| 沿革・歩み | 20 |
| 当会の組織 | 21～23 |

資料編 24～42

| | |
|----------|-------|
| 業績 | 24～25 |
| 財務諸表 | 26～31 |
| 貯金 | 32 |
| 貸出金 | 33～36 |
| 有価証券 | 37～38 |
| 為替業務・他 | 39 |
| 主要な経営指標等 | 40～42 |

※本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。
※表紙写真「社団法人埼玉県観光連盟提供」

ごあいさつ



経営管理委員会会長
市川 俊一



代表理事理事長
坂本 政巳

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会の業務内容、活動状況などにつきまして、皆様にご紹介するため「Report 2005」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県下農業協同組合（愛称／J A）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

最近の農業・農村を巡る情勢につきましては、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたことを受け、食料自給率の向上や食の安全と信頼の確保並びに農業の担い手の育成等取り組むべき課題が山積みされております。

一方、金融機関経営は、顧客からの信頼と支持を基盤として、財務の健全化、経営の合理化・効率化に加え、収益力の強化が重要な課題となっております。

このような環境下、メガバンクをはじめとする大手金融機関では、不良債権処理が峠を越し、新たなビジネスモデル構築に向け積極的な経営戦略を展開する一方、地域金融機関では、地域に密着した中小企業金融の再生に向けた機能強化への取り組みが本格化しつつあります。

こうしたなか、J Aグループさいたまでは、協同組合運動の原点に立ち返り、J A埼玉県大会で決議された【信頼】【貢献】【改革】を基本姿勢として、「消費者への安全・安心な農産物の提供」「地域への貢献」「組合員の負託に応えるJ A改革」を柱に、地域に根ざした協同組合運動の実践に取り組んでおります。

このような情勢を踏まえ、当会といたしましては、農業及び地域のメインバンクとしての役割・機能を十全に発揮していくため、「J Aバンク基本方針」を遵守し、健全経営の確立を前提として、役職員一丸となり経営の合理化・効率化、並びにコンプライアンスを重視しつつリスク管理の徹底に最善の努力を傾注してまいり所存でございます。

今後とも、皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成17年7月

経営管理委員会会長 **市川 俊一**
代表理事理事長 **坂本 政巳**

REPORT
2005

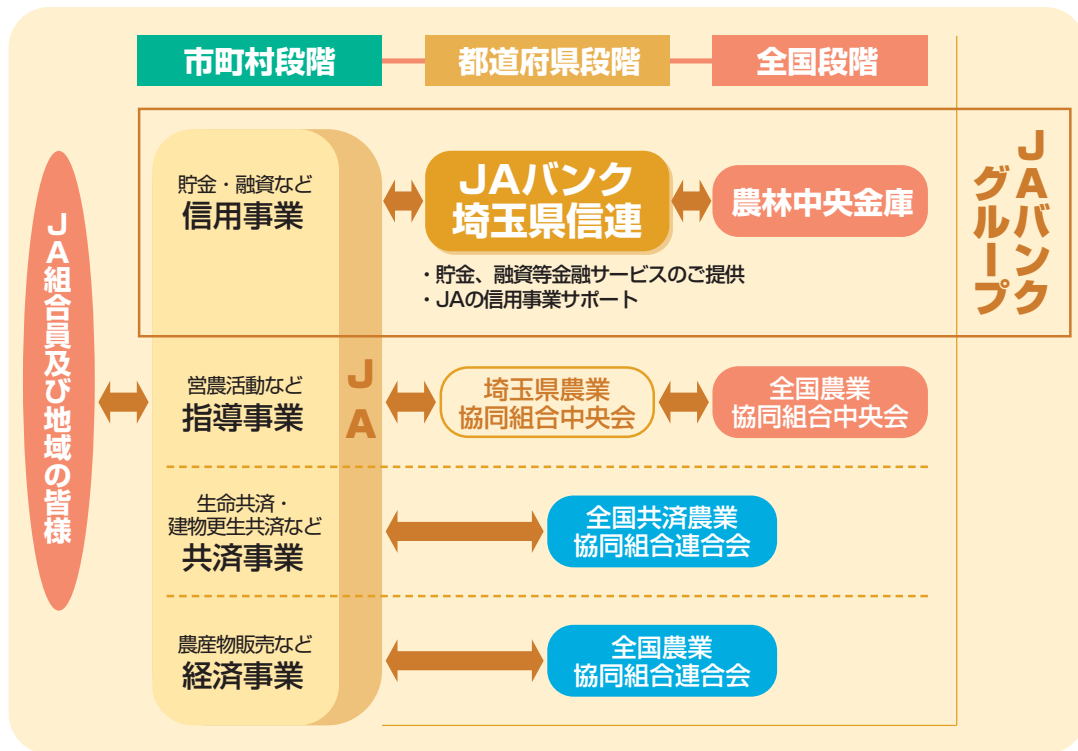
JAバンクの仕組み

経営

JAグループ

JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会が有機的に結合して、指導・信用・経済・共済・厚生などの事業を展開しています。そして、この市町村段階から全国段階までの仕組みを「系統組織」(=JAグループ)と呼んでいます。



JAグループさいたま

埼玉県内に所在するJA・中央会・連合会によって「県内系統組織」(=JAグループさいたま)を構成しています。そのJAグループさいたまにあって、当会(JAバンク埼玉県信連)は、信用事業(金融業務)を営む県段階の連合会として重要な役割を担っています。

JAバンク

JAバンク

JAの信用事業部門から、都道府県段階の信連、全国段階の農林中金に至る信用事業の仕組みや機能を「系統信用事業」(=JAバンク)と呼んでいます。

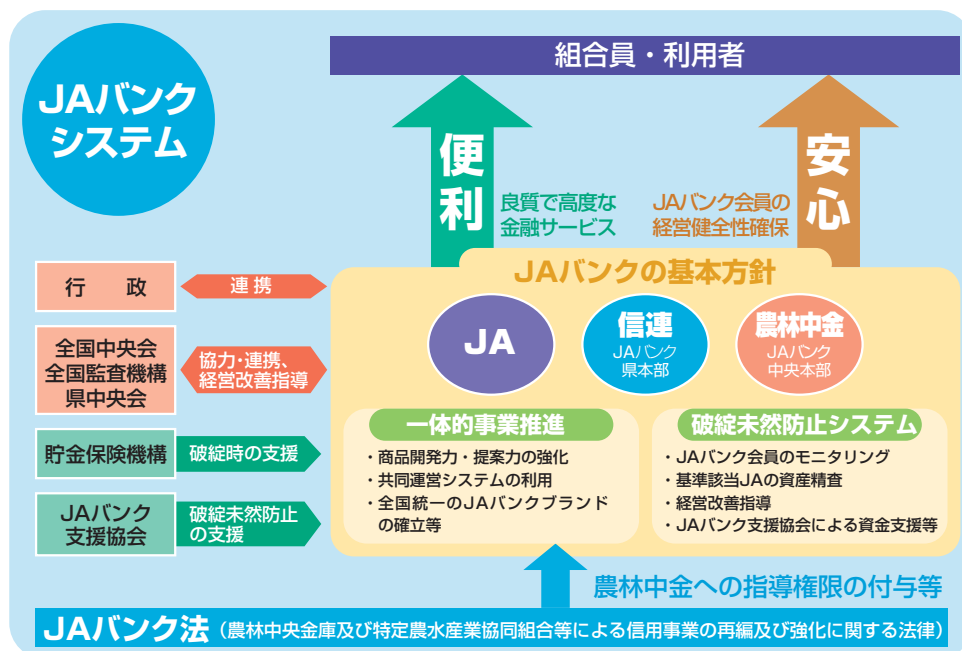
JAバンク埼玉

このうち、県内の各JAの信用事業部門と、当会が行っている信用事業の仕組みや機能を総称して「県下信用事業」(=JAバンク埼玉)と呼んでいます。

JAバンクシステム

より「便利」で「安心」なJAバンクになるため、「JAバンクシステム」を導入しています。

JA・信連・農林中金が実質的に「ひとつの金融機関」として機能し、組合員及び地域の皆様に「便利で安心な」金融機関としてご利用いただけるよう連携をとっています。ペイオフ、IT進展などによる金融サービスの多様化など環境変化に対応し、喜ばれるサービスを提供いたします。

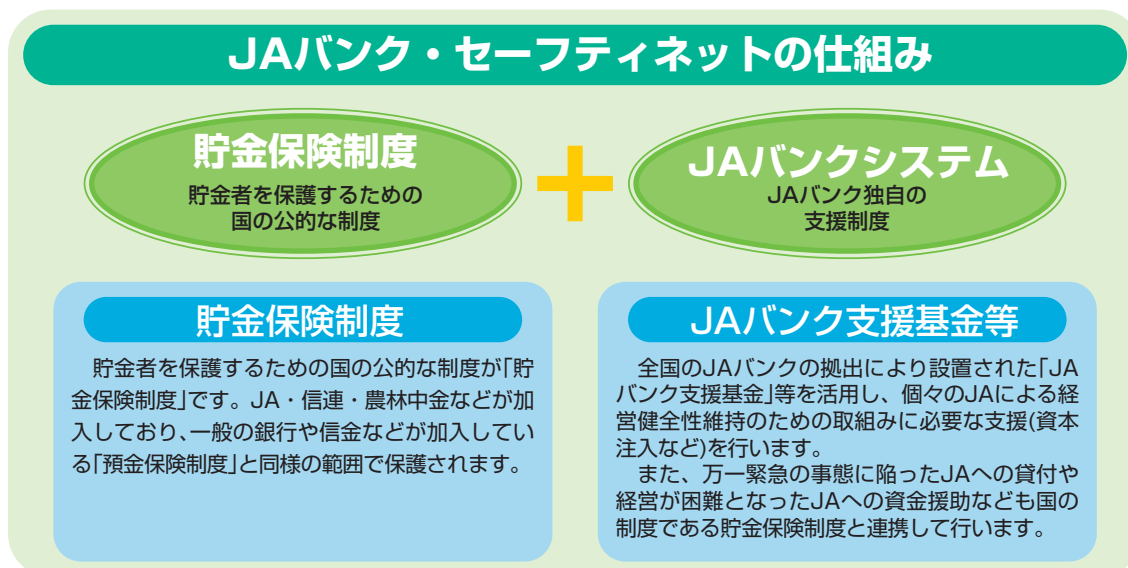


平成17年4月からペイオフが全面解禁されましたが、皆様に安心してご利用いただくために、「JAバンク・セーフティネット」があります。

まず、公的制度である「貯金保険制度」。一般の銀行や信金などが加入している「預金保険制度」と同様の範囲で守られています。

そして、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための独自支援制度である「JAバンク支援基金」。

この2つの仕組みによって、利用者の皆様により一層の「安心」をお届けします。



経営方針

経営

当会は、効率的な業務運営のもとに、JAと一体となって強固な経営基盤並びに「JAバンク埼玉」を確立し、経営理念として「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。」ことを掲げ、事業運営を行っております。

このような経営理念を踏まえ、①JAバンクの収益力確保、②JAバンクの顧客基盤拡充、③JAバンクの一体的な事業運営体制の確立を基本戦略とした「中期経営計画書（平成16年度～平成18年度）」を策定し、実践に取り組んでおります。

中期経営計画(平成16年度～平成18年度)の概要

経営理念

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、
地域経済の発展に寄与する金融機関(JAバンク)を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって
強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

経営戦略

信連の経営基盤の強化

- 1 コンプライアンスの強化
- 2 リスクマネジメント態勢の拡充・強化
- 3 安定的資金調達及び収益の確保
- 4 財務基盤の強化
- 5 業務運営体制の充実
- 6 環境変化に即応した人材育成
- 7 地域社会への貢献

JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 1 経営管理体制等の強化支援
- 2 経営の合理化・効率化支援
- 3 事業推進体制の拡充・強化支援
- 4 人材育成の強化支援

経営課題

経営方針に基づく、今後取り組むべき経営課題を次のとおりとし、課題克服に向け重点施策を強力に実践してまいります。

第1 信連の経営基盤の強化

- 自己責任原則の下でのリスク管理態勢の拡充・強化
- 融資営業の積極的展開、弾力的・効率的な余裕金運用等による収益力強化

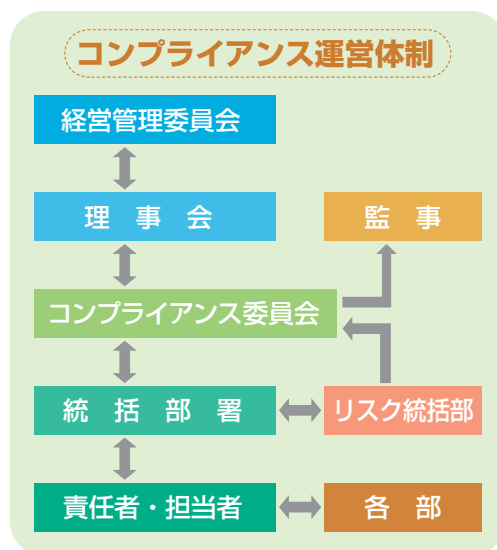
第2 JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 「収益力の向上」に向けた住宅ローンを中心とした「ローン戦略」への支援
- JA店舗機能再構築等の「効率化戦略」への支援

コンプライアンス(法令等遵守)

経営

当会は、自己規律と自助努力のもと法令等を遵守し、ディスクロージャーとアカウンタビリティを重視した健全で透明性の高い業務運営を行うことの重要性を認識し、コンプライアンス態勢を定着させていくため、「倫理憲章」「役員行為規範」「コンプライアンス基本方針」等を制定するとともに、コンプライアンスを具体的に実践するための手引書として、平成12年3月に「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、職場内研修等を通じてコンプライアンス重視の組織風土が役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っております。



【コンプライアンス運営体制】

当会では、コンプライアンスを確実に実施するための態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、①コンプライアンス委員会、②統括部署、③各部署の責任者・担当者の設置等による運営体制を確立しています。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス態勢全体の企画・推進・進捗管理にかかる検討・審議を行い、年度ごとにコンプライアンス実践のための取組事項を計画化した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況確認等の実践に取り組んでおります。

当会のコンプライアンスにかかる基本方針

I 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割等を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

III 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

IV 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

REPORT
2005

金融商品の勧誘方針

経営

近年、預貯金、保険（共済）、年金などの金融取引は、日常生活において次第に重要性が高まっているとともに、情報技術の急速な高度化等により多種多様な金融商品が身近になっています。

このようななか、金融商品をお客様へ販売する際に、当社が行う説明の適切性を確保し取引を円滑に行うために、次の「金融商品の勧誘方針」に基づき、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

当社は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

REPORT
2005

本人確認義務

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」（平成14年法律第32号）が平成15年1月6日から施行されたことに伴い、各金融機関によるお客様の本人確認が義務づけられました。

本人確認法は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金提供やマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としています。

REPORT
2005

ペイオフ全面解禁について

平成17年4月より、貯金保険対象貯金等のうち、無利息等の一定の条件を満たす決済用貯金は貯金保険制度で全額保護されますが、それ以外の貯金等については1金融機関において、1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

J Aバンクでは、J Aバンク・セーフティネットにより貯金保護を行っております。

また、全額保護対象となる決済用貯金「普通貯金無利息型（決済用）」と「総合口座（普通貯金無利息型）」もご用意しております。

■ 貯金保険対象商品と保護の範囲

| | | 平成17年3月末まで | 平成17年4月以降 |
|-------|------------------------------|---|----------------------------|
| 対象商品 | 当座貯金、普通貯金 別段貯金 | 全額保護 | 利息がつかない等の条件を満たす貯金は全額保護(注1) |
| | 定期貯金、定期積金 貯蓄貯金、通知貯金 など | 合算して元本1,000万円までと、その利息等(注2)を保護 【1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)】 | |
| 対象外商品 | 外貨預金、 譲渡性貯金など | 保護対象外 【破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)】 | |

注1. 決済用貯金をいいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

注2. 定期積金の給付補填備金も利息と同様保護されます。

リスク管理

経 営

経済のグローバル化、ITを活用した金融サービスの高度化等により、金融機関を取り巻くリスクは急速に拡大するとともに多様化・複雑化してきており、今日ほどリスク管理が求められていることはなく、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、リスクマネジメント態勢の拡充・強化を図るとともに、監査体制の強化に努めております。

【管理体制】

当会では、「リスク管理方針」に基づき農林水産省の「系統金融検査マニュアル」の趣旨を踏まえ、経営管理委員会、理事会、リスク管理委員会等をはじめとしたマネジメント態勢を中心にリスク管理に取り組んでおります。

■ 統合リスク管理

信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクを統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しております。



信用リスク管理

個別の貸出案件については、審査部門において厳正な審査を行い、信用リスクの管理に努める一方、営業部門の貸出担当者の審査能力アップにも取り組み、また、同一取引先に対する与信については、取引先ごとの信用度合に基づき限度額を決め、特定の取引先に偏ることのないように努めております。さらに、資産の自己査定では、一次・二次査定を実施した上で、適切な償却・引当を行い、財務の健全性確保を図っております。

市場関連リスク管理

高度なリスクマネジメント手法を導入するとともに、資金運用会議・検討会において金利や収益状況を検討し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努めるとともに、迅速かつ的確な対応が図られるようリスクの把握・管理に万全の体制を構築しております。

流動性リスク管理

的確な資金ポジションを確保するため、預貯金や貸出金・有価証券の動向を資金運用会議において集中管理するとともに、調達力の強化を図り、流動性の確保に努めております。

事務リスク管理

事務処理の堅確性と事故防止のため、内部規程・手続類の整備と遵守に努め、リスクの発見と防止のため各所属による自己検査の実施、牽制機能として内部監査・監事監査を実施しております。

システムリスク管理

コンピュータシステムの停止等による社会的影響を鑑み、システムの安全対策に万全を期すため安全対策基準（セキュリティスタンダード）を策定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産（情報及び情報システム）管理の明確化等の対応を実施しております。

■ 監査体制

監事による監査のほか、内部監査部門が定期監査を各部署に実施することにより、経営管理の改善に資するとともに、会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。また、コンプライアンスを重視しつつリスク管理に万全を図るとともに、利用者からの一層の信頼性向上を目指し、自己責任経営の徹底を図っております。

個人情報管理

経営

今日、経済・社会の情報化の進展を背景に「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっていますが、その反面「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシー保護に関する関心も高まっています。

このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日から全面施行されました。

当会では、この法律に基づき、個人情報の適切な保護と利用を図るため、①個人情報保護方針(プライバシーポリシー)②情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)③利用目的④個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内を定め、ホームページ等で公表するとともに万全な体制を構築しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 坂本 政巳

埼玉県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報(生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。)を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人(個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。)の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ(法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。)を利用目的の範囲内で正確・最新の内容を保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ(法第2条第5項に規定するデータをいいます。)につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

REPORT
2005

トピックス

経営

「決済用貯金」の取扱開始

JAバンクでは、より安全な金融機関として皆様に安心してご利用いただくために「JAバンク・セーフティネット」がありますが、貯金の全額保護をご希望されるお客様のニーズに応えるため「決済用貯金」として「普通貯金無利息型（決済用）」と「総合口座（普通貯金無利息型）」を平成17年3月よりご用意いたしました。

平成17年4月からのペイオフ全面解禁により、保険の対象となる貯金等のうち、「決済用貯金」（「要求払い、決済サービスを提供できること、無利息」という3条件を満たす貯金）に該当するものは全額保護となります。

お客様のご希望により、現在ご利用になられている普通貯金（付利型）や総合口座から「決済用貯金」に切替することも可能です。

ATM休日入金の開始

平成17年3月よりJAバンク埼玉のATMにおいて、休日入金取引ができるようになり、ますます便利となりました。

カード犯罪に対する対応

県内JAバンクの口座から偽造キャッシュカードで不正に貯金が引き出された被害者に対し、損害を補償する保険の取り扱いを開始いたしました。

保険料は信連・JAが負担するため、ご利用のお客様のご負担はなく保険に加入する手続きも一切不要です。



ATM後方確認ミラー(写真中央)

JAバンク埼玉では、キャッシュカード盗難保険及び貯金通帳盗難保険を既に取り扱っており、万一の時の安心がさらに広がりました。

さらに、急増するカード犯罪に対応するため、ATMでの暗証番号変更、1日あたりの出金限度額（100万円）の設定並びに、ATM画面の覗き見防止フィルターや後方確認ミラーの設置等犯罪防止策を県内すべてのJAにおいて実施しております。

住宅ローン休日相談会の開催

J A組合員はもとより、組合員以外の地域の皆様の住宅資金ニーズに応えるため、J Aの「住宅ローン休日相談会」を春と秋の年2回開催いたしました。

J Aバンク埼玉では、長期固定金利により安心した返済プランがたてられる住宅ローン「J Aあんしん計画」をはじめ、住宅ローンの借り換えにも対応できるようさまざまなローンを取り揃えております。

なお、当会ではJ Aバンク埼玉におけるローン推進の強化を目的としてローン推進センターを設置し、住宅ローン提携ハウスメーカー等に対する営業活動や県内J Aに設置されているローン営業センターの運営支援を行っています。



住宅ローンキャンペーンチラシ

相談業務体制の充実

組合員をはじめとした地域の皆様の金融資産運用や相続・贈与にかかる税務対策、資産全般にかかる相談業務に対応するため、J Aの特色を活かした「総合的資産相談体制」の充実を目指し、平成11年度からFP（ファイナンシャル・プランナー）資格取得者550名の育成に向けた、FP養成研修会を開催するとともに、FP資格取得者（J A・信連における平成17年3月末現在471名）を対象とした「FP継続教育（FPフォローアップ）研修」も実施しております。

また、年金相談の強化を図るため年金相談会の開催に加え「J Aバンク埼玉年金推進レディ」制度を設け、年金推進レディの育成・支援を行い、73名の年金推進レディの登録とともに情報交換のNET会議の開催を通じて、相談体制の充実に努めております。



「JAウインターキャンペーン」の実施

当会では、J Aと一体となった年末特別推進運動「JAウインターキャンペーン」を平成16年11月～12月までの間実施いたしました。

キャンペーン期間中は、「J Aバンク埼玉懸賞品付定期貯金（当たってちょきんぎょ）」を販売し、多くの皆様からご好評をいただきました。

REPORT
2005

社会的責任と貢献活動

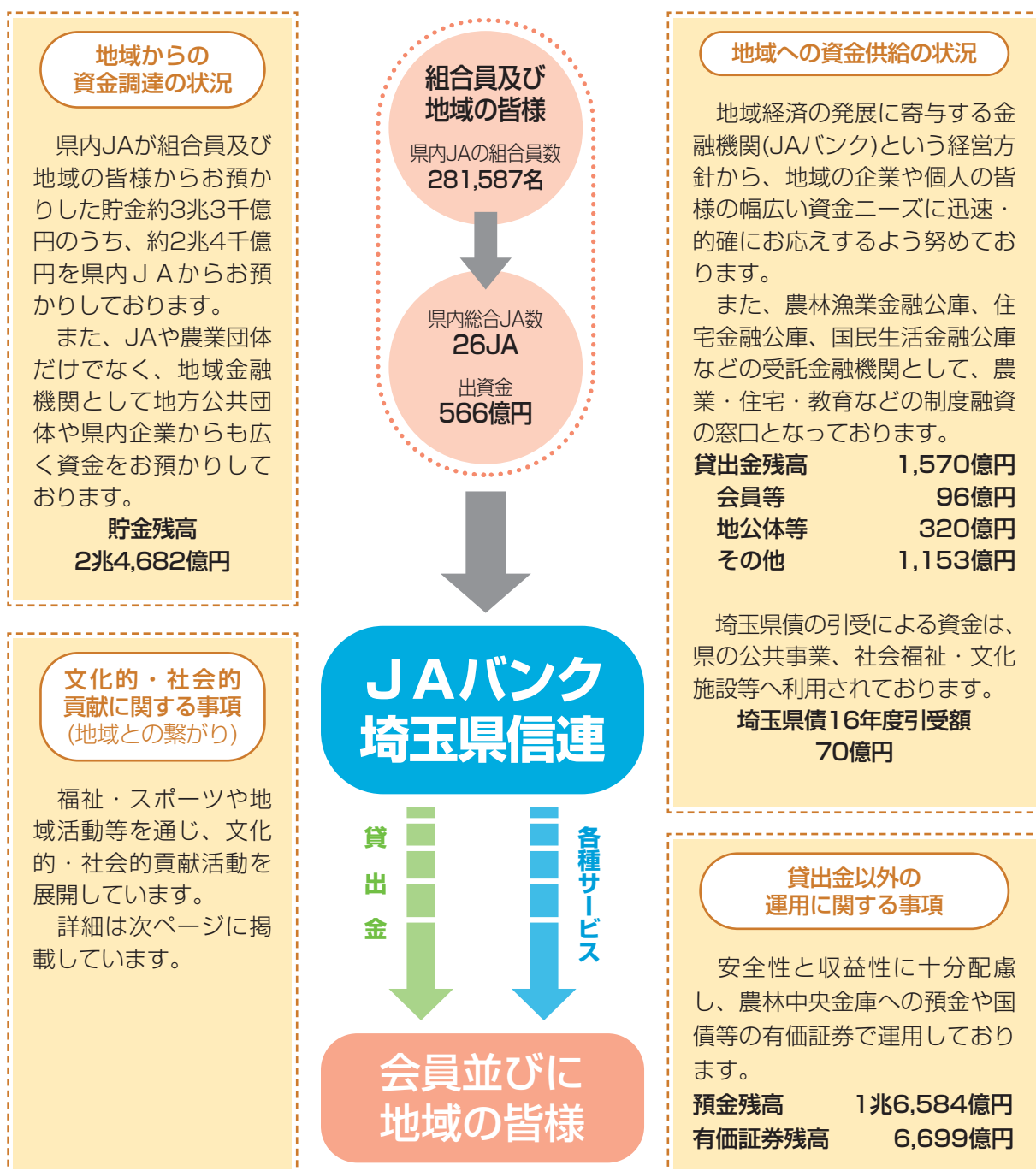
経 営

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域経済の発展に資する地域金融機関です。

資金は、その大半が県内のJAにお預け頂いた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を財源としております。当会では資金を必要とする皆様や、JA・農業に関する企業・団体及び県内企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

(平成17年3月末現在)



文化的・社会的貢献に関する事項

地域金融機関として地域に対する貢献活動を実施しております。これからも様々な活動を通じて地域社会の発展と繁栄に貢献できるよう努力してまいります。

文化的・社会的貢献

ふれあい献血運動

当会役職員による献血運動を実施しております。役職員一体となり日本赤十字社の献血へ参画し地域貢献活動に努めております。



平成17年3月23日 埼玉県信連駐車場にて

児童養護施設への 図書の寄贈

当会役職員より、絵本・童話等の提供を募り、埼玉県社会福祉事業団を通じ県内にある3か所の公共児童養護施設へ図書の寄贈を行いました。



平成16年9月30日 労働組合委員長(左)より
埼玉県社会福祉事業団理事長に目録進呈

彩の国食と農林業ドリームフェスタ 食と農林業ハーモニーフェスタ

数々の特産品が一堂に会する地方公共団体と農業団体の主宰するフェスティバルを積極的に支援し、参画しております。

これらのフェスティバルを通じて、消費者に信頼される地域農産物のPR活動に取り組み、地域の皆様との交流を深めております。



彩の国食と農林業ドリームフェスタ
平成16年11月7日 川越水上公園にて

ライススポーツセミナー

浦和レッズ選手と親子参加のサッカー教室を通じて、次世代の子供たちに農業の役割や重要性を伝え、農業文化の維持拡大の広報活動に努めております。

なお、JAグループさいたまは、浦和レッズオフィシャルスポンサーとしてチームをサポートしております。



平成17年1月22日
埼玉スタジアム2002公園にて

埼玉森林サポータークラブへの協力

県内の森林保護ボランティア活動を実施している「埼玉森林サポータークラブ」に対し、当会役職員から寄付金を集め、進呈を行いました。

利用者ネットワーク

ゲートボール、グラウンドゴルフ大会

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会を開催し、地域の皆様の健康づくり、体力づくり等にご協力しております。



埼玉県農協年金友の会ゲートボール大会
平成16年9月7日
狭山市宮上奥富運動公園にて

情報提供

埼玉農産物地産地消運動

ラジオ、テレビ等を通じて、地域の皆様に安心・安全な地元取れたて野菜情報や食べ方情報をご提供する、地産地消の広報活動に取り組んでおります。



JA直売所店内

事業のご案内

業務内容

貯金業務

当会の貯金は、県内の会員 J A からの貯金を中心となっており、県内の J A に預けられました貯金から、J A によって組合員及び地域の皆様の生活や事業に必要な資金を貸し出し、その後の余裕金をお預かりしております。

また、地域の一般の皆様にもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座・当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・各種定期貯金・定期積金など、さまざまな種類の貯金商品を取り扱っております。

なお、J A 貯金については、皆様の大切な貯金を安全にお預かりするために、国の公的な制度である「貯金保険制度」と他の金融機関にない「J A バンク支援制度」という 2 つの制度で皆様の貯金を 2 重にガードしています。

■ 主な貯金

| 貯金の種類 | 特色及び留意事項 | 預入期間 | 預入金額 |
|--------------------|---|--|---------------------------------|
| 総合口座 | ・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の 90% (最高 200 万円) まで自動的にご用立ていたします。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。) | 期間の制限なし | 1 円以上 |
| 総合口座 (普通貯金無利息型) | ・普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。 | | 1 円以上 |
| 期日指定定期貯金 | ・自由金利で 1 年複利の商品、1 年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。(満期を指定する場合は、その 1 ヶ月前までに通知を必要とします。) | 最長 3 年 | 1 円～300 万円未満 |
| 大口定期貯金 | ・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、高利回りで運用できます。 | 1 ヶ月以上 5 年以内 | 1,000 万円以上 |
| スーパー定期 300 | | | 300 万円～ 1,000 万円未満 |
| スーパー定期 | | | 1 円～ 1,000 万円未満 |
| 変動金利定期貯金 | ・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6 ヶ月ごとにその時点の金利動向により金利が変更されます。 | 1・2・3 年 | 1 円以上 |
| 定期積金 | ・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。 ①掛金を毎回定額とする定額式 ②満期に受取れる金額をあらかじめ定めてから毎月の掛金を決める目標式 ③1 年ごとの掛込金額を変えられる通増通減式 ④契約期間の範囲内で個別口の掛込期間を設定できる満期分散式の 4 種類から選択できます。 | 6 ヶ月以上 5 年以内 通増通減式及び満期分散式は 2 年・3 年・4 年・5 年 | 100 円以上 通増通減式は 1,000 円以上 |

| 貯金の種類 | 特色及び留意事項 | 預入期間 | 預入金額 |
|---------------|--|--|-----------|
| 積立定期貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・積立期間中であれば自由に積立を行うことができ、1冊の通帳にまとめて取扱いのできる貯金で、次の3種類から選択できます。 ①積立期間や満期日を定めないエンドレス型 ②積立期間や満期日を指定する満期型 ③一定期間にわたって積立を行い、据置期間経過後積立てた元利金を基に定期的に支払を受ける年金型 | エンドレス型は制限無し 満期型は6ヶ月以上5年以内 年金型は126ヶ月以上で上限無し | 1円以上 |
| 当座貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。 | 期間の制限なし | 1円以上 |
| 普通貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイフ代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。 | | 1円以上 |
| 普通貯金無利息型(決済用) | <ul style="list-style-type: none"> ・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。 | | 1円以上 |
| 貯蓄貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準残高により10万円と30万円の2種類があり、普通貯金より高い金利が適用されます。 | | 1円以上 |
| 通知貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・1週間以上の短期のお預けにご利用いただけます。 | 7日以上 | 50,000円以上 |
| 譲渡性貯金(NCD) | <ul style="list-style-type: none"> ・大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。 | 2週間以上2年以内 | 5千万円以上 |
| 一般財形貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。 | 3年以上 | 1,000円以上 |
| 財形年金貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| 財形住宅貯金 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 5年以上 | 1,000円以上 |

貸出業務

当会は、地域金融機関として地域のニーズと信頼に応えるため、系統資金の地域還元による融資拡大を目標とし、農業者はもとより環境整備などに必要な資金として地方公共団体等にも資金融通しており、さらには農業と関連のある一般企業等幅広くご利用いただいております。

また、一般の皆様には、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、生活資金としての各種ローンをご用意しているほか、皆様のニーズに合わせて事業の発展に必要な設備資金や運転資金もご用意しております。

さらに、政府系金融機関の取扱窓口として、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫などの代理(受託)貸出業務も行っております。

■ 一般貸出

| 種 類 | ご利用いただける方 | お使いみち | 融資金額 | 融資期間及び返済方法 | 保証・担保 |
|------------|-----------------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 事業法人向け貸出 | 県内に事務所を有し、事業を営まれている一般企業 | 運転資金・設備資金等。 | 事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。 | 資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。 | ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。 |
| 個人向け貸出 | 県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員の方 | 資産等の活用及び個人事業等に要する資金。 | | | |
| その他の法人向け貸出 | 地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人 | 公共事業等に要する資金。 | | | |

■ 主な定型ローン

| 種 類 | ご利用いただける方 | お使いみち | 融資金額 | 融資期間及び返済方法 | 金利等 |
|-------------|---|--|--|--|------------------|
| 住 宅 ローン | 安定した収入があり年齢が満20歳以上66歳未満の方(完済時に満80歳未満の方) | 住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金。 | 10万円以上 5,000万円以内 | ・35年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。 | ・変動金利・固定金利があります。 |
| 教 育 ローン | | お子さまのご入学・ご進学にかかる資金をはじめ授業料・教科書代など、あらゆる教育資金。 | 10万円以上 300万円以内 | ・7年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。 | |
| 生 活 ローン | | マイカー、家具、家電製品の購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金。 | 10万円以上 300万円以内 | ・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。 | |
| すいすい ローン | | 排水設備工事及び水洗トイレの改良工事に必要な資金。 | 10万円以上 200万円以内 | ・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。 | |
| カード ローン | | お使いみち自由に現金自動支払機でいざという時に借入できる資金。 | JA50 50万円以内 JA300 300万円以内 | ・1年以内ですが、保証機関が支障ないと判断した場合1年毎の自動更新。 ・約定返済型 | ・変動金利 |

※上記住宅ローンにつきましては、長期固定金利型住宅ローン「JAあんしん計画」のご利用が可能です。

■ 主な代理貸出

| 金融機関等 | 資金名 |
|----------|---|
| 農林漁業金融公庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化資金 ・農業基盤整備資金 ・担い手育成農地集積資金 ・経営体育成強化資金 ・農業経営維持安定資金 ・農林漁業構造改善事業推進資金 ・振興山村・過疎地域経営改善資金 ・畜産経営環境調和推進資金 ・農林漁業施設資金 ・中山間地域活性化資金 ・食品流通改善資金 ・特定農産加工資金 |
| 住宅金融公庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイホーム新築資金 ・賃貸住宅建設資金 ・財形住宅資金 ・リフォーム資金 ・年金住宅資金 |
| 国民生活金融公庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の教育ローン |
| 年金資金運用基金 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者住宅資金 |
| 埼玉県 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金 ・農業近代化資金 ・就農支援資金 |

為替・決済業務

当会は、為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、金融機関として必要なサービス機能の強化に努めるため、送金、振込、代金取立等の内国為替業務を取り扱っているほか、皆様のニーズに応え、給与振込、年金の受け取り、埼玉県の自動車税等の公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、電話・電気・水道料金等の口座振替、クレジットカード等を取り扱っております。

推進・相談・広報業務

当会は、皆様の幅広いニーズに応える新商品の開発等を含め、JAに対する推進業務を通じてさまざまな支援活動を行っております。

具体的には、「JAバンクシステム」を確立するため、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、貯金増加に向けた特別推進運動（懸賞品付定期貯金）の企画、ローン拡充を目指した新型カードローンの開発、店舗機能再構築に向けた支援、信託代理店機能の活用、有価証券運用に係る事務指導・情報提供等を行っております。

また、専門知識を持った人材育成を目的としてJA職員を対象としたFP養成・税務・法務など各種研修会を実施するとともに、JAが一層飛躍発展するために、貯金・ローン等のポスターやチラシなどの作成・斡旋及び新聞・雑誌・テレビ・インターネット等を媒体とした広報・宣伝活動を実施し、昨年度からJAバンクのイメージキャラクターに身近で親しみのある「サザエさん」を使用するなどご好評をいただいております。

その他業務

当会は、前記の各業務の他にも、国債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、農中信託銀行信託代理店業務、外貨定期預金の取り扱い、外国通貨・旅行小切手の取り扱い（外貨両替業務）を行うなど、皆様に広範囲なサービスを提供しております。

今後におきましても、情報化時代がますます多様化するなかで、皆様へのより利便性の高いサービスの提供を図り、新しい時代の要請に対応する体制づくりをめざしてまいります。

■ 主なサービス

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| J A キャッシュサービス | 当会のキャッシュカードがあれば、全国のJ A・信連・農林中金・都銀・地銀・信金・信組・労金・郵便局・コンビニエンスストアのATM(現金自動預入・支払機)CD(現金自動支払機)で現金のお引き出し、残高照会ができます。 |
| デビットカードサービス | ショッピングやお食事の際に、現金でなくキャッシュカードで、ご利用代金が精算できます。 |
| 給与振込サービス | 給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。 |
| 各種自動受取サービス | 国民年金・厚生年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれ期日忘れのご心配がありません。 |
| 各種自動支払サービス | 電気料、NHK受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金・当座貯金から自動的にお支払いいたします。 |
| 振替サービス | アパート経営や駐車場の賃貸等を営む事業主様や、自治会等のご依頼により、家賃や駐車料金の集金、社員への固定的な給与振替、クラブ費・自治会費等の集金を自動的にご依頼人に代わって管理します。 |
| J A バンクカード | キャッシュカードとJ Aカードが一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ Aキャッシュサービスがご利用になれる他、お買い物、ご旅行、お食事などサインひとつでご利用いただけます。 |
| J A ネットバンクサービス | インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話で窓口やATMで提供している残高照会や振込・振替などの各種サービスが来店することなく、気軽に利用できます。また、インターネット上で公共料金や税金などの各種料金のお支払いが可能な振込みサービス「pay-easy(ペイジー)」の取り扱いも行っていきます。 |
| ファームバンキング | 会社に居ながらパソコンやホームユース端末(ディスプレイ付多機能電話機)を使い、電話回線を使用して残高照会や振込・振替を行うことができます。 |
| 外国通貨の売買 | 日本円を米ドルに交換いたします。また、米ドルの買い取りをしております。 |
| 旅行小切手(T/C)の売買 | (T/C)の販売と当店販売の(T/C)の買い取りをしております。 |
| 国債窓口販売 | 長期利付国債・中期利付国債・割引国債を額面5万円より販売しております。また、買い取りも実施しております。 |
| 投資信託窓口販売 | 資産運用手法の一つとして窓口販売業務を行っております。ただし、元本及び利息の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。 |
| 農中信託銀行信託代理店業務 | 地域の皆様の多様な資産活用ニーズに対応し、それぞれのオーダーに合った商品を提供しておりますのでご利用ください。 |
| 外貨定期預金 | 米ドル建ての外貨定期預金をお取り扱いしております(最低預入単位：50万円以上)。 |

内国為替の取扱手数料

(平成17年6月末現在)

| 区 分 | | | 同一店内 あ て | 県内系統 あ て | 県外系統 あ て | 他金融機関 あ て | |
|-----------------------|------------------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 送 手 数 料 | 普通扱い | | 1件につき | 630円 | | | |
| 振 手 数 込 料 | 窓 口 | 電信・文書 | 3万円未満 | 210円 | 315円 | 315円 | 630円 |
| | | | 3万円以上 | 420円 | 525円 | 525円 | 840円 |
| | 定時自動 送 金 | 電信扱い | 3万円未満 | 無 料 | 210円 | 210円 | 525円 |
| | | | 3万円以上 | 無 料 | 420円 | 420円 | 735円 |
| | | 文書扱い | 3万円未満 | 無 料 | 105円 | 105円 | 420円 |
| | | | 3万円以上 | 無 料 | 210円 | 210円 | 630円 |
| | ATM | (現 金) | 3万円未満 | 105円 | 105円 | 105円 | 420円 |
| | | | 3万円以上 | 315円 | 315円 | 315円 | 630円 |
| | | (カード) | 3万円未満 | 無 料 | 105円 | 105円 | 210円 |
| | | | 3万円以上 | 無 料 | 210円 | 210円 | 420円 |
| | インターネット バンキング | 3万円未満 | | 無 料 | 105円 | 210円 | 210円 |
| | | 3万円以上 | | 無 料 | 210円 | 315円 | 315円 |
| フ ァ ー ム バンキング | 3万円未満 | | 無 料 | 105円 | 210円 | 315円 | |
| | 3万円以上 | | 無 料 | 210円 | 315円 | 420円 | |
| 代金取立 手数料 | 普通扱い | | 1通につき | 630円 | | | |
| | 至急扱い | | 1通につき | 840円 | | | |

注1. 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

その他の諸手数料

(平成17年6月末現在)

| 項 目 | 金 額 | | |
|---------------|------------------|------------|--------|
| 再 発 行 手 数 料 | 1 件 に つ き 1,050円 | | |
| 自己宛小切手発行手数料 | 1 枚 に つ き 525円 | | |
| 残高証明書発行手数料 | 1 通 に つ き 420円 | | |
| 円貨両替手数料(窓口扱い) | 100枚まで | 無 料 | |
| | 101枚~500枚 | 315円 | |
| | 501枚~1,000枚 | 420円 | |
| | 1,001枚以上 | 630円 | |
| 住 宅 ロ ー ン | 新 規 実 行 | 10,500円 | |
| | 条件変更(金利条件含む) | 1,050円 | |
| | 全額繰上 償 還 | 実行後 3年未満 | 3,150円 |
| | | 実行後 3~7年未満 | 2,100円 |
| | | 実行後 7年以上 | 1,050円 |
| 一 部 繰 上 償 還 | 3,150円 | | |
| そ の 他 ロ ー ン | 新 規 実 行 | 1,050円 | |
| 個人情報開示等手数料 | 1 件 に つ き 1,050円 | | |

注1. 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

注2. 再発行手数料は、通帳・証書・キャッシュカードを再発行する際の手数料です。

沿革・歩み

当会の組織

| | | | |
|------|-------|-----|---|
| 1914 | 大正3年 | 12月 | 産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立 |
| 1933 | 昭和8年 | 6月 | 産業組合法の改正により「保証責任埼玉県信用販売購買組合联合会」に改組 |
| 1943 | 昭和18年 | 12月 | 農業団体法の公布により「埼玉県農業会」に改組 |
| 1948 | 昭和23年 | 8月 | 農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立 (設立時貯金量7億2千万円) |
| 1954 | 昭和29年 | 4月 | 農林漁業金融公庫の受託業務開始 |
| 1962 | 昭和37年 | 11月 | 東京手形交換所代理交換に加盟 |
| 1963 | 昭和38年 | 4月 | 住宅金融公庫の受託業務開始 |
| 1964 | 昭和39年 | 4月 | 農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける |
| 1966 | 昭和41年 | 7月 | 内国為替業務開始 |
| 1968 | 昭和43年 | 11月 | 貯金量1千億円達成 |
| 1972 | 昭和47年 | 10月 | 埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始 |
| 1976 | 昭和51年 | 11月 | オンラインシステム稼働 |
| 1978 | 昭和53年 | 1月 | 貯金量5千億円達成 |
| 1979 | 昭和54年 | 1月 | 国民金融公庫受託業務開始 |
| | | 2月 | 全国銀行内国為替制度加盟 |
| 1980 | 昭和55年 | 10月 | 県内農協貯金ネットサービス開始 |
| 1982 | 昭和57年 | 5月 | 為替オンラインシステム稼働 |
| 1983 | 昭和58年 | 3月 | 県下全農協の信用事業オンライン化完成 |
| | | 6月 | 貯金量1兆円達成 |
| 1984 | 昭和59年 | 3月 | 全国農協貯金ネットサービス開始 |
| | | 8月 | 農協全銀内為替制度加盟 |
| | | 12月 | 貸出金オンラインシステム稼働 |
| 1986 | 昭和61年 | 12月 | 国債窓販業務の取扱開始 |
| 1987 | 昭和62年 | 12月 | 貯金量1兆5千億円達成 |
| 1990 | 平成2年 | 7月 | 都銀・地銀とのキャッシュサービス開始 |
| 1991 | 平成3年 | 2月 | 第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始 |
| | | 4月 | サンデーバンキング開始 |
| | | 6月 | 日銀歳入金窓口受け入れ開始 |
| | | 9月 | 外貨両替業務の取扱開始 |
| 1992 | 平成4年 | 4月 | 愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート |
| 1994 | 平成6年 | 3月 | 貯金量2兆円達成 |
| | | 9月 | 国債等自己窓販業務の取扱開始 |
| 1995 | 平成7年 | 11月 | 第4次全銀内国為替システムへの対応 |
| 1998 | 平成10年 | 10月 | 「JAバンク」の導入 |
| | | 12月 | 外貨預金の取扱開始 |
| 1999 | 平成11年 | 4月 | ATM・CDの祝日稼働開始 |
| | | 7月 | 「倫理憲章」制定 |
| | | 10月 | 投資信託窓販業務の取扱開始 |
| 2000 | 平成12年 | 5月 | 郵便局とのキャッシュサービス開始 |
| | | 9月 | 農中信託銀行信託代理店業務開始 |
| 2002 | 平成14年 | 1月 | JAバンクシステム導入 |
| | | 5月 | JASTEMシステムへの移行 |
| | | 6月 | 経営管理委員会制度の導入 |
| | | 9月 | JAネットバンク（インターネットバンキング）取扱開始 |
| 2003 | 平成15年 | 2月 | 確定拠出年金事業の取扱開始 |
| | | 11月 | 第5次全銀内国為替システムへの対応 |
| 2004 | 平成16年 | 4月 | ファームバンキング取扱開始 |
| 2005 | 平成17年 | 3月 | 「決済用貯金」取扱開始 |

当会の組織

会 員 数

| 資 格 別 | 16年3月末 | 17年3月末 |
|-------|--------|--------|
| 正 会 員 | 41 | 40 |
| 准 会 員 | 39 | 38 |
| 合 計 | 80 | 78 |

役 員

(平成17年6月末現在)

| 役 職 名 | 氏 名 | 役 職 名 | 氏 名 |
|-----------|---------|----------------------|-----------|
| 経営管理委員会会長 | 市 川 俊 一 | 代表理事理事長 | 坂 本 政 巳 |
| 経営管理委員 | 江 原 正 視 | 代表理事専務 | 宮 崎 信 夫 |
| 経営管理委員 | 山 根 信 夫 | 常 務 理 事 | 齊 藤 喜 久 夫 |
| 経営管理委員 | 細 野 邦 彦 | 常 務 理 事 | 奥 貫 浩 |
| 経営管理委員 | 中 村 正 | 代 表 監 事 | 金 子 福 治 |
| 経営管理委員 | 中 嶋 政 晴 | 監 事 | 小 澤 稔 夫 |
| 経営管理委員 | 鯨 井 武 明 | 監 事 | 小 柳 喜 政 |
| 経営管理委員 | 田 谷 宗 一 | 常 勤 監 事 (員 外 監 事) | 竹 内 寛 |
| 経営管理委員 | 坂 田 修 一 | | |
| 経営管理委員 | 安 野 富 夫 | | |
| 経営管理委員 | 吉 田 力 | | |

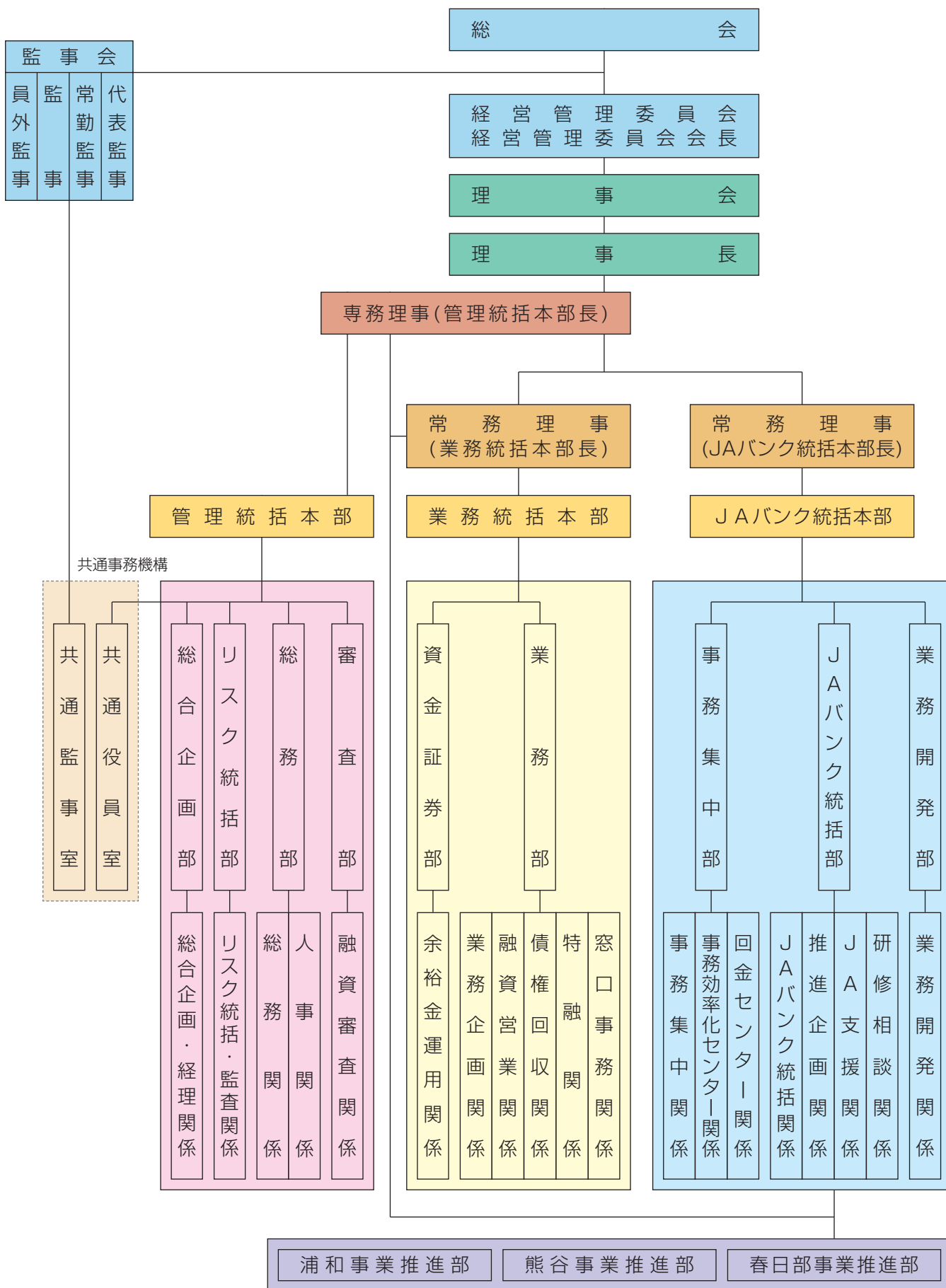
職 員 数

(単位：人)

| 区 分 | 16年3月末 | 17年3月末 |
|---------|--------|--------|
| 男 子 職 員 | 161 | 162 |
| 女 子 職 員 | 44 | 44 |
| 合 計 | 205 | 206 |

機 構

(平成17年6月末現在)



店舗等一覧

■ 営業店舗

(平成17年6月末現在)

| 名称 | 所在地 | 代表電話番号 | FAX番号 |
|----|---------------------------------|--------------|--------------|
| 本店 | 〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号 | 048(829)3504 | 048(829)3588 |

■ 推進拠点

| 名称 | 所在地 | 代表電話番号 | FAX番号 |
|----------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 浦和事業推進部 | 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号 | 048(829)3010 | 048(829)3013 |
| 熊谷事業推進部 | 〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地 | 048(524)9711 | 048(525)4543 |
| 春日部事業推進部 | 〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8 | 048(737)6111 | 048(736)4434 |

■ ATMの設置状況(「JAバンク埼玉」におけるATMの設置台数)

(平成17年5月末現在)

| 区分 | 店舗内 | 店舗外 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|
| J A | 333 | 76 | 409 |
| 信連 | 2 | 1 | 3 |

■ ATMの取扱時間

| 取扱日 | 開始時間 | 終了時間 | 備考 |
|--------------|-------|------|--|
| 平日 | 8時 | 21時 | ○土曜日・日曜日・祝日(振替休日)の他の金融機関とのネット取引開始時間は9時からとなっています。 ○店舗により取扱日・取扱時間が異なる場合があります。 |
| 土曜日 | 8時30分 | 17時 | |
| 日曜日 | | | |
| 祝日 12月31日 | | | |

偽造キャッシュカードを用いた不正な引き出しについては、JAバンクとお客様との信頼に関わる重要な事項であり、被害防止対策に積極的に取り組むこととしております。

■ 各JAにおいて現在行っている対策

- ATM画面の覗き見防止措置
ATM操作時の覗き見防止対策として、覗き見防止フィルターの取付、後方確認ミラーの設置を行いました。
- 一日あたりの利用限度額の設定
平成17年6月12日から、一日あたりの利用限度額を100万円に設定しました。
- ATMからの暗証番号変更
平成17年5月23日から順次導入し、全ATMで実施しております。
- キャッシュカード保険
平成17年5月4日から、従来から実施していた盗難・紛失にかかる損害補償保険に加え、偽造キャッシュカードによる不正な引出しに対する補償の取り扱いを開始しました。

■ 今後の予定

一口座あたりの利用限度額をJA窓口にて任意に設定できる仕組みの導入を、平成17年9月より平成18年5月までの間に順次進めていきます。また、キャッシュカードのIC化やATMにおける生体認証等の新たなシステムを早急に導入するための検討を進めております。

容易に類推されやすい番号(生年月日、自宅の電話番号等)をお使いのお客様は、お近くのJAバンクの窓口またはATMよりご変更願います。また、安全性をより高めるために、暗証番号を定期的に変更されることをお勧めします。

JAバンクでは、暗証番号の管理について、ATMへのステッカー貼付やリーフレット作成等によりお客様にお知らせしています。詳しくはJAバンクホームページをご覧ください。

Report 2005



資料編

業績 24～25

財務諸表 26～31

| | |
|------------|----|
| 貸借対照表 | 26 |
| 損益計算書 | 30 |
| その他事業収益の内訳 | 30 |
| 経費の内訳 | 31 |
| 剰余金処分計算書 | 31 |

貯金 32

| | |
|-----------|----|
| 科目別貯金平均残高 | 32 |
| 定期貯金残高 | 32 |

貸出金 33～36

| | |
|-------------------------|----|
| 科目別貸出金平均残高 | 33 |
| 貸出金残高の金利条件別内訳 | 33 |
| 貸出金残高の担保別内訳 | 33 |
| 債務保証の担保別内訳 | 33 |
| 貸出金残高の用途別内訳 | 34 |
| 貯貸率・貯証率 | 34 |
| 種類別の貸出金残高 | 34 |
| 受託貸付金の残高 | 34 |
| リスク管理債権及び 金融再生法開示債権 | 35 |
| 貸倒引当金等の期末残高 及び期中の増減額 | 36 |
| 貸出金償却の額 | 36 |

有価証券 37～38

| | |
|-------------------------|----|
| 種類別有価証券平均残高 | 37 |
| 商品有価証券種類別平均残高 | 37 |
| 有価証券残存期間別残高 | 37 |
| 取得価額又は契約価格、 時価及び評価損益 | 38 |

為替業務・他 39

| | |
|---------------|----|
| 内国為替の取扱実績 | 39 |
| 外国為替(両替)取扱実績 | 39 |
| 外貨建資産の残高 | 39 |
| 国債等公共債の窓口販売実績 | 39 |
| 公共債の引受額 | 39 |
| 外貨預金残高 | 39 |
| 投資信託の窓口販売実績 | 39 |

主要な経営指標等 40～42

| | |
|---------------|----|
| 最近5年間の主要な経営指標 | 40 |
| 受取・支払利息の増減額 | 40 |
| 利益率 | 41 |
| 利益総括表 | 41 |
| 資金運用収支の内訳 | 41 |
| 自己資本の充実の状況 | 42 |

当会においては、日本公認会計士協会が定める「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(監査委員会報告第52号)等に基づく、連結財務諸表の作成対象となる子会社等はありません。

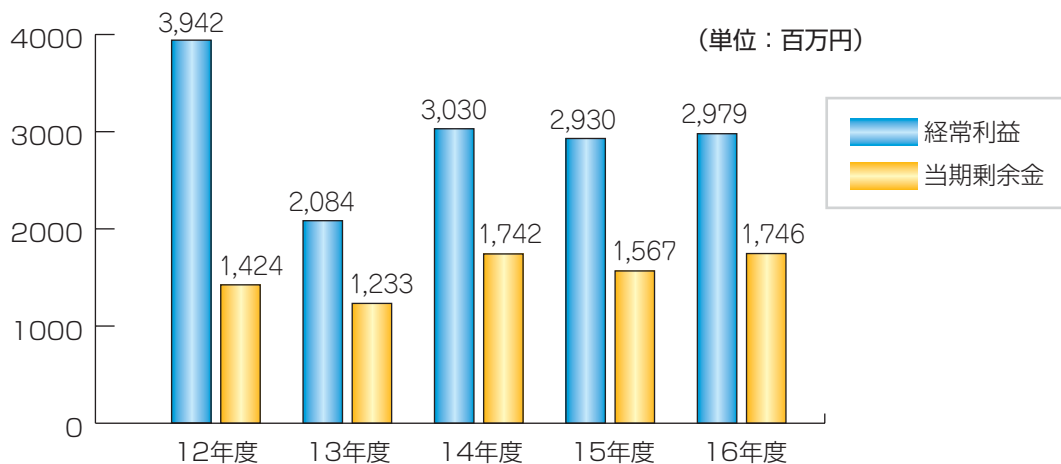
金融を取り巻く環境は、平成17年4月のペイオフ全面解禁後の金融システム安定化のため、大手主要行においては、「金融再生プログラム」に沿った不良債権処理の終息を迎え、また地方金融機関においては「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく機能強化の取り組みを進めつつ、各金融機関とも経営の健全化・信頼性確保に取り組んでおります。

こうした環境下、各行とも収益力強化・コスト削減を目指す一方、リテール市場の開拓を狙い、個人向けサービスの質の向上を進めており、利用者による金融機関の選別はより厳しい状況となっております。

平成16年度の業績につきましては、会員J A及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

損益の状況の推移

効率的運用に努める一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、29億79百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額等を考慮したなかで、17億46百万円の当期剰余金の計上となりました。



自己資本比率の推移

自己資本比率は、当期末においてJ Aバンク自主ルールで定める8%を超える11.54%となりました。



貯金の推移

J Aをはじめとしたお客様の大切な貯金をお預かりした結果、当期末において2兆4,682億円の残高となりました。

貸出金の推移

地域金融機関として系統資金の地域への還元により県内企業等を中心に積極的な推進活動を展開し、当期末において1,570億円の残高となりました。

有価証券の推移

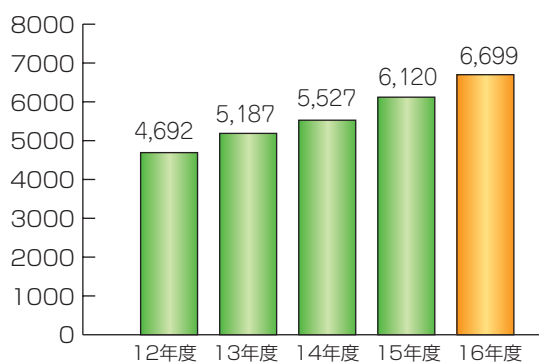
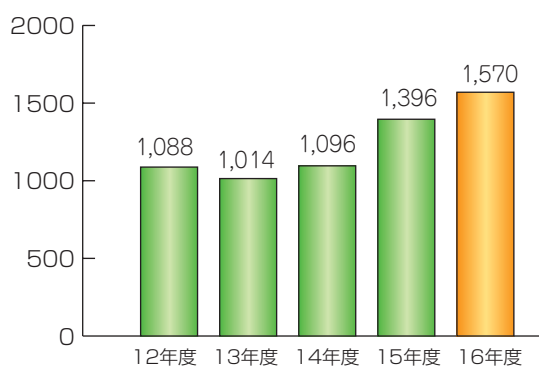
国債及び地方債を中心として安全性・流動性を重視した運用を行うとともに、金利変動リスクを勘案したなかで、長期安定収益確保に向けたポートフォリオの構築に努めた結果、時価評価後の当期末残高は6,699億円となりました。

預け金の推移

系統預け金を基本とした支払い準備金の確保と効率的運用に努めるとともに、系統定期預金の満期の平準化を実施し、当期末において1兆6,584億円の残高となりました。

過去5年間の残高推移

(単位：億円)



貸借対照表

(単位：百万円)

| 資産の部 | 16年3月末 | 17年3月末 | 負債・資本の部 | 16年3月末 | 17年3月末 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 現金 | 4,180 | 4,392 | 貯金 | 2,386,480 | 2,468,268 |
| 預け金 | 1,644,133 | 1,658,430 | 当座貯金 | 25,332 | 23,023 |
| 系統預け金 | 1,641,774 | 1,656,081 | 普通貯金 | 5,088 | 6,342 |
| 系統外預け金 | 2,358 | 2,348 | 貯蓄貯金 | 18 | 25 |
| 有価証券 | 612,046 | 669,920 | 通知貯金 | 3,827 | 1,700 |
| 国債 | 216,817 | 276,717 | 別段貯金 | 1,302 | 1,328 |
| 地方債 | 72,354 | 65,419 | 定期貯金 | 2,350,843 | 2,435,765 |
| 社債 | 30,684 | 38,016 | 定期積金 | 67 | 82 |
| 株式 | 3,402 | 3,628 | 借入金 | 0 | 1 |
| 外国証券 | 5,000 | 5,000 | 代理業務勘定 | 172 | 161 |
| その他証券 | 283,787 | 281,139 | その他負債 | 1,759 | 2,346 |
| 貸出金 | 139,693 | 157,091 | 未払費用その他 | 1,758 | 2,111 |
| 手形貸付 | 9,399 | 6,377 | その他の負債 | 1 | 235 |
| 証書貸付 | 101,718 | 116,338 | 諸引当金 | 5,651 | 5,903 |
| 当座貸越 | 2,200 | 5,820 | 相互援助積立金 | 2,340 | 2,438 |
| 金融機関貸付 | 26,374 | 28,555 | 賞与引当金 | 108 | 114 |
| その他資産 | 3,242 | 2,974 | 退職給付引当金 | 3,187 | 3,325 |
| 未収収益その他 | 3,091 | 2,938 | 役員退任慰労引当金 | 14 | 24 |
| その他の資産 | 151 | 35 | 繰延税金負債 | - | 1,279 |
| 固定資産 | 7,562 | 7,369 | 債務保証 | 1,700 | 1,480 |
| 業務用固定資産 | 7,224 | 7,031 | 負債の部計 | 2,395,765 | 2,479,441 |
| 業務外固定資産 | 337 | 337 | 出資金 | 56,611 | 56,611 |
| 外部出資 | 51,081 | 51,130 | 法定準備金 | 1,188 | 1,501 |
| 繰延税金資産 | 249 | - | 剰余金 | 5,753 | 6,620 |
| 債務保証見返 | 1,700 | 1,480 | 任意積立金 | 500 | 1,000 |
| 貸倒引当金 | △3,440 | △3,545 | 特別積立金 | 500 | 1,000 |
| | | | 当期末処分剰余金 | 5,253 | 5,620 |
| | | | うち当期剰余金 | 1,567 | 1,746 |
| | | | 株式等評価差額金 | 1,130 | 5,069 |
| | | | 資本の部計 | 64,684 | 69,803 |
| 合計 | 2,460,449 | 2,549,244 | 合計 | 2,460,449 | 2,549,244 |

- (脚注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- 売買目的の有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法
 - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
- | | | |
|--------|---|--|
| 建 | 物 | 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年~50年です。 |
| 動 | 産 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年~15年です。 |
| ソフトウエア | | 自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。 |
4. 固定資産の減価償却累計額は、4,415百万円です。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。
6. 引当金の計上方法
- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,559百万円です。
- (2) 退職給付引当金
- 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (3) 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
- (4) 役員退任慰労引当金
- 役員退任慰労引当金については、「役員退任慰労金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。
7. デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
8. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
9. 貸出金のうち、破綻先債権額は8百万円、延滞債権額は6,010百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
10. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は該当ありません。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は647百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

12. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,666百万円です。
 なお、9から12に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
14. リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、141百万円です。
15. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
 系統外定期預け金 1,300百万円
 担保資産に対応する債務
 借入金 1百万円
 上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等に係る担保資産として、系統定期預け金30,000百万円及び有価証券10百万円を差し入れています。

16. 農業協同組合法施行規則第8条の2第1項第2号に規定する時価を付したことにより増加した純資産の額は、5,069百万円です。
17. 有価証券の時価及び評価差額金等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社・関連会社等の株式及び非上場株式（店頭売買株式を除く）が含まれています。以下21まで同様です。
 売買目的有価証券は該当ありません。
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 | うち益 | うち損 |
|---------|--------------|------------|----------|----------|-------|
| 金 融 債 | 159,710百万円 | 160,782百万円 | 1,072百万円 | 1,085百万円 | 13百万円 |
| 社 債 | 38,016 | 38,769 | 752 | 759 | 6 |
| 外 国 証 券 | 5,000 | 4,999 | △ 0 | — | 0 |
| 合 計 | 202,726 | 204,551 | 1,824 | 1,844 | 19 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取 得 原 価 又は償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
|-------|-------------------|--------------|--------|--------|--------|
| 株 式 | 3,395百万円 | 3,628百万円 | 233百万円 | 373百万円 | 139百万円 |
| 債 券 | 454,522 | 461,983 | 7,461 | 8,233 | 772 |
| 国 債 | 273,240 | 276,717 | 3,476 | 3,670 | 193 |
| 地 方 債 | 63,768 | 65,419 | 1,650 | 1,972 | 321 |
| 政府保証債 | 107,864 | 110,137 | 2,273 | 2,530 | 257 |
| 金 融 債 | 9,648 | 9,709 | 60 | 60 | — |
| その他 | 1,583 | 1,582 | △ 1 | 8 | 9 |
| 合 計 | 459,501 | 467,194 | 7,692 | 8,614 | 921 |

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,623百万円を差し引いた額5,069百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

18. 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
19. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----------|----------|--------|
| 84,202百万円 | 1,561百万円 | 531百万円 |

20. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

| 内 容 | 貸借対照表計上額 |
|---------------------|----------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 関連法人等株式 | 78百万円 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く) | 98百万円 |

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|------------|------------|-----------|
| 債 券 | 74,979百万円 | 311,891百万円 | 256,151百万円 | 21,688百万円 |
| 国 債 | 20,734 | 117,378 | 120,551 | 18,052 |
| 地 方 債 | — | 32,286 | 29,997 | 3,135 |
| 政府保証債 | 2,017 | 8,116 | 100,003 | — |
| 金 融 債 | 43,027 | 126,391 | — | — |
| 社 債 | 9,199 | 22,718 | 5,599 | 500 |
| 外 国 証 券 | — | 5,000 | — | — |
| そ の 他 | — | — | 991 | — |
| 合 計 | 74,979 | 311,891 | 257,142 | 21,688 |

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

| | 前年度 | 当年度 |
|----------------------|------------|------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金超過額(貸出金償却超過額含む) | 7,460百万円 | 7,223百万円 |
| 相互援助積立金 | 725百万円 | 756百万円 |
| 賞与引当金 | 33百万円 | 35百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 782百万円 | 851百万円 |
| 経営安定化基金拠出金 | 157百万円 | 141百万円 |
| 減価償却超過額 | 147百万円 | 136百万円 |
| 繰延資産償却超過額 | 183百万円 | 226百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 336百万円 | -百万円 |
| その他 | 1,038百万円 | 331百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 10,867百万円 | 9,693百万円 |
| 評価性引当額 | △ 8,683百万円 | △ 8,345百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 2,183百万円 | 1,347百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 其他有価証券 | 1,930百万円 | 2,624百万円 |
| その他 | 3百万円 | 3百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | 1,933百万円 | 2,627百万円 |
| 繰延税金資産の純額(A)-(B) | 249百万円 | △ 1,279百万円 |

(△は繰延税金負債の純額)

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | 前年度 | 当年度 |
|----------------------|-------|-------|
| 法定実効税率 | 31.0% | 31.0% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3 | 0.3 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.1 | △ 1.8 |
| 住民税均等割 | 0.1 | 0.1 |
| 評価性引当額 | 13.0 | 12.4 |
| その他 | △ 0.1 | △ 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.2% | 41.9% |

23. 退職給付に係る事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

| | |
|-----------|----------|
| 退職給付債務の額 | 3,325百万円 |
| 退職給付引当金の額 | 3,325百万円 |
| 退職給付費用の額 | 223百万円 |

24. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金16,382百万円が含まれています。

25. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、存続組合から将来見込額と示された特例業務負担金は407百万円です。

26. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,097百万円であります。

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 15年度 | 16年度 |
|---------------|----------|----------|
| 経常収益 | 21,761 | 22,447 |
| 資金運用収益 | 19,229 | 19,616 |
| (うち貸出金利息) | (1,543) | (1,576) |
| (うち預金利息) | (10,233) | (10,729) |
| (うち有価証券利息配当金) | (7,444) | (7,301) |
| 役員取引等収益 | 292 | 266 |
| その他事業収益 | 1,700 | 2,008 |
| その他経常収益 | 539 | 555 |
| 経常費用 | 18,831 | 19,467 |
| 資金調達費用 | 13,117 | 13,177 |
| (うち貯金利息) | (13,116) | (13,176) |
| 役員取引等費用 | 33 | 29 |
| その他事業費用 | 24 | 540 |
| 経費 | 4,278 | 4,441 |
| その他経常費用 | 1,377 | 1,278 |
| 経常利益 | 2,930 | 2,979 |
| 特別利益 | 28 | 32 |
| 特別損失 | 245 | 3 |
| 税引前当期利益 | 2,712 | 3,008 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4 | 470 |
| 法人税等調整額 | 1,141 | 792 |
| 当期剰余金 | 1,567 | 1,746 |
| 前期繰越剰余金 | 3,686 | 3,873 |
| 当期末処分剰余金 | 5,253 | 5,620 |

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

注2. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。その相殺した金額は776百万円です。

※(うち預金利息)には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

※(うち貯金利息)には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

その他事業収益の内訳

(単位：百万円)

| 項 目 | 15年度 | 16年度 |
|-----------|-------|-------|
| 国債等債券売却益 | 1,128 | 1,405 |
| 国債等債券償還益 | — | — |
| その他の事業収益 | 571 | 603 |
| その他事業収益合計 | 1,700 | 2,008 |

経費の内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 15年度 | 16年度 |
|--------------|-------|-------|
| 人件費 | 1,918 | 1,893 |
| 役員報酬 | 84 | 84 |
| 給料手当 | 1,209 | 1,225 |
| 福利厚生費 | 259 | 236 |
| 退職給付費用 | 246 | 223 |
| 役員退任慰労引当金繰入額 | 9 | 9 |
| 賞与引当金繰入額 | 108 | 114 |
| 物件費 | 2,233 | 2,438 |
| 事業推進費 | 153 | 163 |
| 債権管理費 | 11 | 4 |
| 旅費交通費 | 15 | 14 |
| 業務費 | 883 | 920 |
| 負担金 | 325 | 474 |
| 施設費 | 826 | 847 |
| 雑費 | 17 | 13 |
| 税金 | 126 | 109 |
| 経費合計 | 4,278 | 4,441 |

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 15年度 | 16年度 |
|----------------|-------|-------|
| 当期末処分剰余金 | 5,253 | 5,620 |
| 剰余金処分額 | 1,379 | 1,715 |
| 利益準備金 | 313 | 349 |
| 特別積立金 | 500 | 800 |
| 出資配当金 | 566 | 566 |
| 事業の利用分量に対する配当金 | — | — |
| 次期繰越剰余金 | 3,873 | 3,904 |

科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

| 科 目 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|--------|------------------|------------------|---------|
| 流動性貯金 | 42,400(1.8) | 30,293(1.2) | △12,107 |
| 定期性貯金 | 2,311,840(98.2) | 2,404,758(98.7) | 92,918 |
| その他の貯金 | 914(0.0) | 791(0.0) | △122 |
| 計 | 2,355,155(100.0) | 2,435,844(100.0) | 80,688 |
| 譲渡性貯金 | -(-) | -(-) | -(-) |
| 合 計 | 2,355,155(100.0) | 2,435,844(100.0) | 80,688 |

注1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円,%)

| | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|----------|------------------|------------------|--------|
| 定期貯金 | 2,350,843(100.0) | 2,435,765(100.0) | 84,922 |
| 固定自由金利定期 | 2,350,841(100.0) | 2,435,763(100.0) | 84,922 |
| 変動自由金利定期 | 2(0.0) | 2(0.0) | 0 |

注1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3. ()内は構成比です。

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|------|---------|---------|--------|
| 手形貸付 | 12,641 | 7,768 | △4,872 |
| 証書貸付 | 112,612 | 133,127 | 20,514 |
| 当座貸越 | 750 | 4,229 | 3,479 |
| 合 計 | 126,004 | 145,125 | 19,121 |

貸出金残高の金利条件別内訳

(単位：百万円,%)

| 条 件 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|--------|----------------|----------------|--------|
| 固定金利貸出 | 42,080(30.1) | 43,497(27.7) | 1,417 |
| 変動金利貸出 | 97,613(69.9) | 113,594(72.3) | 15,981 |
| 合 計 | 139,693(100.0) | 157,091(100.0) | 17,398 |

注 ()内は構成比です。

貸出金残高の担保別内訳

(単位：百万円)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|-------------|---------|---------|--------|
| 担 保 計 | 23,927 | 18,172 | △5,755 |
| 貯 金 等 | 658 | 960 | 302 |
| 有 価 証 券 | 336 | 419 | 83 |
| 動 産 | — | — | — |
| 不 動 産 | 14,411 | 8,349 | △6,062 |
| そ の 他 担 保 物 | 8,521 | 8,442 | △79 |
| 保 証 計 | 5,483 | 6,031 | 548 |
| 農業信用基金協会保証 | 648 | 514 | △134 |
| そ の 他 保 証 | 4,835 | 5,517 | 682 |
| 信 用 | 110,281 | 132,887 | 22,606 |
| 合 計 | 139,693 | 157,091 | 17,398 |

債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|------|
| 担 保 計 | 1,700 | 1,480 | △220 |
| 貯 金 等 | — | — | — |
| 有 価 証 券 | — | — | — |
| 動 産 | — | — | — |
| 不 動 産 | 275 | 241 | △34 |
| そ の 他 保 証 | 1,425 | 1,238 | △187 |
| 信 用 | — | — | — |
| 合 計 | 1,700 | 1,480 | △220 |

注 その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

貸出金残高の使途別内訳

(単位：百万円,%)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|---------|----------------|----------------|--------|
| 設 備 資 金 | 5,708(4.1) | 22,159(14.1) | 16,451 |
| 運 転 資 金 | 133,984(95.9) | 134,932(85.9) | 948 |
| 合 計 | 139,693(100.0) | 157,091(100.0) | 17,398 |

注 ()内は構成比です。

貯 貸 率 ・ 貯 証 率

(単位：%)

| 区 分 | 15年度 | 16年度 | 増 減 | |
|-------|------|------|------|-----|
| 貯 貸 率 | 期 末 | 5.9 | 6.4 | 0.5 |
| | 期中平均 | 5.4 | 6.0 | 0.6 |
| 貯 証 率 | 期 末 | 25.6 | 27.1 | 1.5 |
| | 期中平均 | 24.0 | 26.0 | 2.0 |

種類別の貸出金残高

(単位：百万円,%)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|--------------------|----------------|----------------|--------|
| 農 業 | 122(0.1) | 110(0.1) | △12 |
| 林 業 | -(-) | -(-) | - |
| 水 産 業 | -(-) | -(-) | - |
| 製 造 業 | 19,731(14.1) | 26,780(17.0) | 7,049 |
| 鉱 業 | -(-) | -(-) | - |
| 建 設 業 | 423(0.3) | 70(0.0) | △353 |
| 電気・ガス・熱供給 水 道 業 | 2,350(1.7) | 3,916(2.5) | 1,566 |
| 運 輸 ・ 通 信 業 | 8,358(6.0) | 8,791(5.6) | 433 |
| 卸売・小売業・飲食店 | 11,959(8.6) | 16,922(10.8) | 4,963 |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 34,572(24.7) | 34,207(21.8) | △365 |
| 不 動 産 業 | 4,339(3.1) | 3,704(2.4) | △635 |
| サ ー ビ ス 業 | 14,636(10.5) | 20,691(13.2) | 6,055 |
| 地 方 公 共 団 体 | 29,853(21.4) | 32,071(20.4) | 2,218 |
| そ の 他 | 13,350(9.6) | 9,829(6.3) | △3,521 |
| 合 計 | 139,693(100.0) | 157,091(100.0) | 17,398 |

注 ()内は構成比です。

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

| 受 託 先 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 農林漁業金融公庫 | 9,294 | 8,129 | △1,165 |
| 住 宅 金 融 公 庫 | 60,005 | 56,953 | △3,052 |
| 国民生活金融公庫 | 448 | 496 | 48 |
| 年金資金運用基金 | 90 | 77 | △13 |
| 合 計 | 69,839 | 65,657 | △4,182 |

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

■ 農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

| 債権区分 | 15年度 | 16年度 |
|------------|-------|-------|
| 破綻先債権額 | 4 | 8 |
| 延滞債権額 | 8,716 | 6,010 |
| 要管理債権 | 962 | 647 |
| 3ヶ月以上延滞債権額 | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | 962 | 647 |
| リスク管理債権合計 | 9,682 | 6,666 |

注1. 破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

注3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3に掲げるものを除く。)をいう。

■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

| 債権区分 | 15年度 | 16年度 |
|--------------------|---------|---------|
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,090 | 2,148 |
| 危険債権額 | 5,728 | 3,955 |
| 要管理債権 | 962 | 647 |
| 3ヶ月以上延滞債権額 | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | 962 | 647 |
| 小計 | 9,781 | 6,751 |
| 正常債権額 | 131,808 | 152,062 |
| 開示対象債権合計 | 141,590 | 158,814 |

注1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

注3. 要管理債権

「3ヶ月以上延滞債権」(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権(注1及び注2に該当する債権を除く。)をいう。)及び「貸出条件緩和債権」(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(注1及び注2に該当する債権並びに3ヶ月以上延滞債権を除く。)をいう。)をいう。

注4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

【リスク管理債権の保全状況】

(単位：百万円,%)

| 債権区分 | 債権額 (A) | 保 全 額 | | | 保 全 率 (B)/(A) |
|-----------|------------|--------|-------|-------|------------------|
| | | 担保・保証等 | 貸倒引当金 | 合計(B) | |
| 破綻先債権 | 8 | 7 | 0 | 8 | 100.0 |
| 延滞債権 | 6,010 | 2,549 | 3,251 | 5,800 | 96.5 |
| 要管理債権 | 647 | 647 | — | 647 | 100.0 |
| リスク管理債権合計 | 6,666 | 3,205 | 3,251 | 6,456 | 96.9 |

注1. 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2. 貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

注3. 要管理債権については、一般貸倒引当金48百万円を引き当てています。

【金融再生法開示債権の保全状況】

(単位：百万円,%)

| 債権区分 | 債権額 (A) | 保 全 額 | | | 保 全 率 (B)/(A) |
|--------------------|------------|--------|-------|-------|------------------|
| | | 担保・保証等 | 貸倒引当金 | 合計(B) | |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 2,148 | 1,721 | 427 | 2,148 | 100.0 |
| 危険債権 | 3,955 | 839 | 2,829 | 3,668 | 92.8 |
| 要管理債権 | 647 | 647 | — | 647 | 100.0 |
| 小計 | 6,751 | 3,209 | 3,256 | 6,465 | 95.8 |
| 正常債権 | 152,062 | | | | |
| 合計 | 158,814 | | | | |

注1. 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2. 貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

注3. 要管理債権については、一般貸倒引当金48百万円を引き当てています。

貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分 | 15年度 | | | | | 16年度 | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 440 | 90 | — | 440 | 90 | 90 | 267 | — | 90 | 267 |
| 個別貸倒引当金 | 3,231 | 1,370 | 1,245 | 6 | 3,350 | 3,350 | 854 | 844 | 82 | 3,277 |
| 合計 | 3,672 | 1,460 | 1,245 | 447 | 3,440 | 3,440 | 1,122 | 844 | 173 | 3,545 |
| 埼玉県JAバンク支援制度相互援助積立金 | 2,244 | 95 | — | — | 2,340 | 2,340 | 98 | — | — | 2,438 |

注 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | 15年度 | 16年度 |
|--------|------|------|
| 貸出金償却額 | 253 | 137 |

注 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金払い入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は776百万円です。

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種類 | 15年度 | 16年度 | 増減 |
|-------|---------|---------|--------|
| 国債 | 188,822 | 246,296 | 57,474 |
| 地方債 | 69,972 | 66,113 | △3,859 |
| 社債 | 30,710 | 32,225 | 1,514 |
| 株式 | 3,150 | 3,327 | 177 |
| 外国証券 | 3,073 | 5,000 | 1,926 |
| その他証券 | 268,381 | 281,113 | 12,731 |
| 合計 | 564,111 | 634,075 | 69,964 |

商品有価証券種類別平均残高

該当ありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の 定めない もの | 合計 |
|--------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|-------------------|---------|
| 平成15年度 | | | | | | | | |
| 国債 | 5,999 | 33,496 | 68,192 | 13,893 | 94,477 | — | — | 216,060 |
| 地方債 | 12,328 | — | 12,712 | 20,706 | 23,018 | 2,391 | — | 71,156 |
| 社債 | 2,299 | 14,694 | 11,592 | 2,098 | — | — | — | 30,684 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 3,036 | 3,036 |
| 外国証券 | — | 5,000 | — | — | — | — | — | 5,000 |
| その他証券 | 52,248 | 86,594 | 58,853 | 9,985 | 75,410 | — | — | 283,092 |
| 平成16年度 | | | | | | | | |
| 国債 | 20,496 | 33,098 | 83,028 | 33,408 | 85,207 | 18,000 | — | 273,240 |
| 地方債 | — | 3,976 | 26,945 | 5,933 | 23,921 | 2,992 | — | 63,768 |
| 社債 | 9,199 | 7,197 | 11,391 | 3,599 | 2,000 | 500 | 4,128 | 38,016 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 3,395 | 3,395 |
| 外国証券 | — | 5,000 | — | — | — | — | — | 5,000 |
| その他証券 | 44,999 | 71,597 | 62,745 | 47,067 | 51,814 | — | 582 | 278,807 |

注 残高については、償却原価を表示しています。

取得価額又は契約価格、時価及び評価損益

I 有価証券

(単位：百万円)

| 種 類 | 15年度 | | | 16年度 | | |
|-------------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|
| | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 |
| 売 買 目 的 | — | — | — | — | — | — |
| 満 期 保 有 目 的 | 168,894 | 170,649 | 1,754 | 202,726 | 204,551 | 1,824 |
| そ の 他 | 440,135 | 443,152 | 3,016 | 459,501 | 467,194 | 7,692 |
| 合 計 | 609,030 | 613,801 | 4,770 | 662,228 | 671,745 | 9,517 |

注1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

注2. 売買目的有価証券は該当ありません。

注3. 満期保有目的有価証券については、取得価額が貸借対照表価額として計上されております。

注4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

II 金銭の信託

該当ありません。

III 金融先物取引等

該当ありません。

IV 金融等デリバティブ取引

該当ありません。

V 有価証券店頭デリバティブ取引

該当ありません。

内国為替の取扱実績

(単位：件,百万円)

| 種 類 | 15年度 | | 16年度 | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 仕 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被 仕 向 |
| 送金・振込為替(件数) | (690,375) | (2,740,784) | (669,126) | (2,824,560) |
| 金 額 | 1,101,176 | 1,159,922 | 1,085,434 | 1,205,833 |
| 代金取立為替(件数) | (1,065) | (3,220) | (253) | (2,138) |
| 金 額 | 2,371 | 6,719 | 1,776 | 5,954 |
| 雑 為 替(件数) | (109,279) | (96,420) | (85,142) | (60,007) |
| 金 額 | 57,834 | 36,738 | 85,381 | 64,815 |

(単位：千米ドル)

外国為替(両替)取扱実績

| 区 分 | 15年度 | 16年度 |
|---------|------|------|
| 当 会 | 53 | 25 |
| 県 内 J A | 398 | 320 |
| 合 計 | 451 | 345 |

(単位：百万円)

外貨建資産の残高

| | 15年度 | 16年度 |
|---------|------|------|
| 資 産 残 高 | 4 | 2 |

(単位：百万円)

国債等公共債の窓口販売実績

| 種 類 | 15年度 | 16年度 |
|-------|------|------|
| 国 債 | — | 119 |
| 地 方 債 | — | — |
| 政府保証債 | — | — |

(単位：百万円)

公共債の引受額

| 種 類 | 15年度 | 16年度 |
|-------|--------|-------|
| 国 債 | 1,210 | 861 |
| 地 方 債 | 12,540 | 7,045 |
| 政府保証債 | — | — |

(単位：件,千米ドル,百万円)

外貨預金残高

| 種 類 | 15年度 | 16年度 |
|-------|------|------|
| 件 数 | 23 | 30 |
| ド ル 額 | 228 | 485 |
| 円 貨 額 | 24 | 52 |

投資信託の窓口販売実績

(単位：千円)

| 種 類 | 15年度 | 16年度 |
|-----------------------|-------|-------|
| 公 社 債 投 信 | 2 | 6 |
| 農 中 U S 債 券 オ ー プ ン | 89 | 120 |
| 農 中 日 経 2 2 5 オ ー プ ン | 1,349 | 4,834 |
| J A T O P I X オ ー プ ン | 1 | 5 |
| J A M M F | 0 | 100 |
| J A 日 本 債 券 フ ァ ン ド | 19 | 280 |
| J A 海 外 債 券 フ ァ ン ド | 199 | 118 |
| J A 海 外 株 式 フ ァ ン ド | 78 | 120 |
| モルガン・スタンレー・米ドル・MMF | 2,050 | 0 |

資料編

主要な経営指標等

REPORT 2005

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円,人,%)

| 区 分 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 経 常 収 益 | 28,082 | 26,665 | 23,952 | 21,761 | 22,447 |
| 経 常 利 益 | 3,942 | 2,084 | 3,030 | 2,930 | 2,979 |
| 当 期 剰 余 金 | 1,424 | 1,233 | 1,742 | 1,567 | 1,746 |
| 出 資 金 (出 資 口 数) | 56,610 (5,661,028) | 56,611 (5,661,180) | 56,611 (5,661,180) | 56,611 (5,661,175) | 56,611 (5,661,175) |
| 純 資 産 額 | 70,070 | 67,514 | 73,231 | 64,684 | 69,803 |
| 総 資 産 額 | 2,228,678 | 2,311,235 | 2,378,159 | 2,458,749 | 2,547,764 |
| 貯 金 等 残 高 | 2,147,973 | 2,234,877 | 2,295,766 | 2,386,480 | 2,468,268 |
| 貸 出 金 残 高 | 108,877 | 101,497 | 109,697 | 139,693 | 157,091 |
| 有 価 証 券 残 高 | 469,254 | 518,787 | 552,719 | 612,046 | 669,920 |
| 剰 余 金 配 当 金 額 ・ 出 資 配 当 の 額 ・ 事 業 利 用 分 量 配 当 の 額 | — — — | — — — | 566 566 — | 566 566 — | 566 566 — |
| 職 員 数 | 212 | 212 | 211 | 205 | 206 |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 12.38 | 12.32 | 12.15 | 11.70 | 11.54 |

注1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

注2. 総資産額は、債務保証見返を除いた数字です。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目 | 15年度増減額 | 16年度増減額 |
|---------|---------|---------|
| 受 取 利 息 | △983 | 386 |
| 貸 出 金 | 169 | 33 |
| 有 価 証 券 | △410 | △142 |
| 預 け 金 | △741 | 496 |
| そ の 他 | 0 | 0 |
| 支 払 利 息 | 200 | 60 |
| 貯 金 | 200 | 60 |
| 借 用 金 | 0 | 0 |
| 差 し 引 き | △1,183 | 326 |

注1. 増減額は前年度対比です。

注2. 預け金には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

注3. 貯金には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

利 益 率

(単位：%)

| 区 分 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|-----------|------|------|------|
| 総資産経常利益率 | 0.12 | 0.12 | 0.00 |
| 資本経常利益率 | 4.72 | 4.72 | 0.00 |
| 総資産当期純利益率 | 0.06 | 0.07 | 0.01 |
| 資本当期純利益率 | 2.52 | 2.77 | 0.24 |

利 益 総 括 表

(単位：百万円,%)

| 区 分 | 15年度 | 16年度 | 増 減 |
|-------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 資金運用収支 | 6,111 | 6,438 | 326 |
| 役務取引等収支 | 258 | 236 | △21 |
| その他信用事業収支 | 1,675 | 1,468 | △207 |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 8,046 (0.34) | 8,143 (0.33) | 97 (△0.01) |

注 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

| 区 分 | 15年度 | | | 16年度 | | |
|----------|-----------|--------|------|-----------|--------|------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利回り | 平均残高 | 利 息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 2,365,185 | 19,221 | 0.81 | 2,448,750 | 19,608 | 0.80 |
| 預 け 金 | 1,675,069 | 10,233 | 0.61 | 1,669,549 | 10,729 | 0.64 |
| 有 価 証 券 | 564,111 | 7,444 | 1.32 | 634,075 | 7,301 | 1.15 |
| 貸 出 金 | 126,004 | 1,543 | 1.22 | 145,125 | 1,576 | 1.09 |
| 資金調達勘定 | 2,355,156 | 13,116 | 0.56 | 2,435,845 | 13,176 | 0.54 |
| 貯 金 | 2,355,155 | 13,116 | 0.56 | 2,435,844 | 13,176 | 0.54 |
| 借 入 金 | 1 | 0 | 1.72 | 0 | 0 | 1.67 |
| 総資金運用利回り | ————— | | 0.90 | ————— | | 0.90 |
| 総資金原価率 | ————— | | 0.78 | ————— | | 0.77 |
| 総資金利ざや | ————— | | 0.12 | ————— | | 0.13 |

注1. 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

注2. 預け金利息には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

注3. 貯金利息には、J A等に対する支払奨励金が含まれています。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円,%)

| 項 | 目 | 15年度 | 16年度 |
|-----------------------------------|-----------------|---------|---------|
| 基本的項目 | (A)=(B)-(C) | 62,987 | 64,167 |
| 資本勘定 | (B) | 62,987 | 64,167 |
| 営業権相当額 | (C) | — | — |
| 補完的項目対象額 | (D)=(E)+(F)+(G) | 2,430 | 2,706 |
| 貸倒引当金 | (E) | 2,430 | 2,706 |
| 土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額 | (F) | — | — |
| 負債性資本調達手段 | (G) | — | — |
| 補完的項目 | (H) | 2,430 | 2,706 |
| 控除項目 | (I) | — | — |
| 自己資本 | (J)=(A)+(H)-(I) | 65,417 | 66,874 |
| リスク・アセット | (K)=(L)+(M) | 558,782 | 579,286 |
| 資産 | (L) | 556,191 | 577,060 |
| オフ・バランス取引 | (M) | 2,591 | 2,225 |
| 自己資本比率 | (J)/(K)×100 | 11.70 | 11.54 |

**JAバンク埼玉県信連は、
ホームページを開設しています。
積極的なアクセスをお待ちしております。**

ホームページを開設以来、皆様方よりたくさんのアクセスをいただき、特に、皆様方からのご意見やご感想には、とても感謝しております。ホームページには、当会の情報はもちろんのこと、お得な金融商品も載せております。

今後とも、身近な地域金融機関として努力してまいりますので、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



<http://www.jabank-saitama.or.jp>



埼玉県のマスコット **コバトン**

〒330-9001
さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504
<http://www.jabank-saitama.or.jp>